

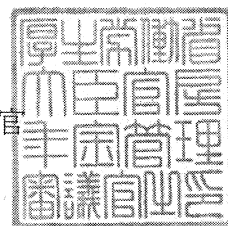


年管発0820第1号

平成25年8月20日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官



性別変更の審判を受けた性同一性障害を有する者からの届出の取扱いについて（通知）

政府管掌年金事業の業務運営に当たり、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成15年法律第111号）第3条の規定により家庭裁判所から性別変更の審判を受けた者からの性別変更の届出があった場合においては、平成24年10月1日以降、性別変更後の年金記録に特定の基礎年金番号を付番することにより、性別変更前・後の年金記録を異なる基礎年金番号で管理してきたものと承知している。

今般、関係団体からの意見等を踏まえ、性同一性障害を有する者に配慮する観点から、従来の取扱いを改め、下記の取扱いを基本としつつ、ご本人の意向を確認した上で対応することが適当と考えられるため、その旨ご了解いただくとともに、実施に当たっては、円滑かつ適正な業務運営に資するため、業務処理マニュアル等の整備及び周知徹底を図り、遺漏のないように取り扱われたい。

記

1 一般的対応

- (1) 性別変更の届出があった場合においては、原則として、性別変更前の年金記録に記載されている性別を遡って訂正し、変更後の性別とすること。
- (2) 届出人の戸籍謄本又は戸籍抄本を確認した上で、社会保険オンラインシステムにおいて、性別変更の審判の確定日等、性別変更に係る事実関係を把握できるようにすること。

2 個別的対応

- (1) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）等の規定により、離婚等をして婚姻期間中の厚生年金記録が分割されている者から性別変更の届出があった場合においては、現行の社会保険オンラインシステム上、適正な記録管理を行うため、性別変更前・後の年金記録について、それぞれに基礎年金番号を付番して管理すること。ただし、共済組合等から提供される共済組合員記録の取扱いについてはこの限りでないこと。
- (2) 性別変更後においては、性別変更前の基礎年金番号を引き続き利用できるようにするとともに、性別変更前の年金記録には、特定の配列でない基礎年金番号を付番すること。
- (3) 届出人の戸籍謄本又は戸籍抄本を確認した上で、性別変更後の年金記録において、性別変更の審判の確定日等、性別変更に係る事実関係を把握できるようにするとともに、性別変更前の年金記録が他の基礎年金番号で管理されていることを把握できるようにすること。
- (4) 性別変更前の年金記録においても、性別変更の審判の確定日等、性別変更に係る事実関係を把握できるようにするとともに、性別変更後の年金記録が他の基礎年金番号で管理されていることを把握できるようにすること。
- (5) 通知等の発送に当たっては、性別変更前・後の年金記録に対して、それぞれ基礎年金番号が付番されていることに留意し、適正に事務処理を行うこと。